

国土入企第41号
平成30年10月18日

一般社団法人日本電設工業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第二版）について

公共建築工事の発注に当たっては、「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成29年1月20日社会資本整備審議会）において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」を対象に解説した解説書（第一版）（平成29年6月1日）を通知し、これを参考として頂くようお願いをしていたところです。

今般、「公共建築工事の発注者の役割」についてより一層の理解促進を図るため、建設業・建築設計等における働き方改革・生産性向上に資する新たな取組や、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえて解説書が改定され、別添1のとおり大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等あて通知されましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、傘下の会員企業に対して、本通知の内容を周知頂きますようお願い申し上げます。

なお、別添2、3のとおり、都道府県及び政令指定都市、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。



国営計第96号
平成30年10月17日

各地方整備局 営繕部長 様
北海道開発局 営繕部長 様
沖縄総合事務局 開発建設部長 様

国土交通省大臣官房官庁営繕部
計画課長
(公印省略)

「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第二版）について

今般、「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成29年1月20日社会資本整備審議会）において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」についてより一層の理解促進を図るため、建設業・建築設計等における働き方改革・生産性向上に資する新たな取組や、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえて解説書を改定したので、別添の通り送付する。

営繕部及び営繕事務所において、引き続き、本解説書を活用するなどにより、答申に示された「公共建築工事における発注者の役割」について自覚し、その役割を適切に果たすよう努められたい。

なお、解説書（第二版）については、各省各庁、地方公共団体にも送付しているので、公共建築工事の発注者から答申や解説の趣旨、具体の運用方法等について相談があった場合は、適切に対応されたい。

(お問い合わせ先)
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課
03-5253-8111 (内線 23223, 23226)

公共建築工事の発注者の役割 解説書（第二版）

<http://www.mlit.go.jp/common/001257681.pdf>

こちらの資料は上記をクリックしてご覧ください

平成30年10月

国土交通省大臣官房官庁営繕部

- ※ この解説書は「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成29年1月20日社会資本整備審議会）において示された「公共建築工事における発注者の役割」に関する解説について、国土交通省大臣官房官庁営繕部において取りまとめたものです。
- ※ 「公共建築工事の発注者の役割」に関して発注者の参考となると考えられる情報を下記のURL（公共建築工事の発注者の役割ポータルサイト）で公開しています。
<http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000084.html>

「公共建築工事の発注者の役割」解説書の概要

- 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(平成29年1月20日社会資本整備審議会)に基づき、地方公共団体等からの意見等を踏まえて作成
- 答申に示された公共建築工事における発注者の役割について解説するとともに、関連する国土交通省の官庁営繕事業における運用事例、参考となる技術基準・ガイドライン等を紹介
- 発注者が参照しやすいよう、発注者の役割ポータルサイト※に参考資料のリンク一覧を掲載

※ 発注者の役割ポータルサイトURL<http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000084.html>

今回の改定概要

- 建設業・建築設計等における働き方改革・生産性向上に資する新たな取組や、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえ、平成30年10月に第二版として解説書を改定

(主な追加・更新内容)

- ・ 週休2日の確保等を踏まえた適正な工期設定
- ・ 適切な設計者選定に向けた「建築設計業務委託の進め方」の作成
- ・ 工事の性格、地域の実情等を踏まえた適切な競争参加資格の設定
- ・ 適切な積算数量の算出に向けた「入札時積算数量書活用方式運用マニュアル」の作成
- ・ 適正な予定価格の設定に必要な法定福利費や安全衛生経費の適切な計上
- ・ 品確法への違反となる歩切りの禁止
- ・ 生産性向上のための工事の関係者間調整を円滑化する取組 など

- 今後も引き続き、多様な発注者のニーズや時代に応じた新たな内容を追加するなど、継続的な見直しを行う

○ 解説書では、答申本文をNO.1～19に分割し、以下の「・」44事項を解説(赤字は主な変更点)

<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公共建築工事」の範囲等 ・公共建築工事と公共土木工事・民間建築工事との対比 ・「発注者の役割」という用語 	<p>12</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計者としての善良な管理者としての注意義務 ・必要な事項を過不足なく記載した適切な発注条件 ・把握した諸条件の調整と発注条件の取りまとめ <ul style="list-style-type: none"> ○担い手確保や建設現場の生産性向上に向けた発注・施工時期の平準化を図るために余裕期間制度の活用を追記
<p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民からの求めに応じた過不足のない適切な品質の確保 ・国等の政策 <ul style="list-style-type: none"> ○営繕工事における働き方改革・生産性向上に向けた取組を追記 ・地方公共団体における公共建築工事の発注者にも向けられた答申 	<p>13</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最も適した設計者の選定 <ul style="list-style-type: none"> ○全国の公共建築工事の発注者が適切な設計者選定を行うためのマニュアルとして「建築設計業務委託の進め方」を追記 ・最も適した施工者の選定 <ul style="list-style-type: none"> ○工事の性格、地域の実情等を踏まえ適切な競争参加資格の設定を追記 ・成績評定の発注者間での相互利用 ・業務内容に応じた適正な予定価格の設定 ・適切な積算数量の算出 <ul style="list-style-type: none"> ○積算数量の確認方法、協議等について円滑な運用がなされるように「入札時積算数量書活用方式運用マニュアル」を追記 ・工事内容に応じた適正な予定価格の設定 <ul style="list-style-type: none"> ○法定福利費や安全衛生経費の適切な計上の必要性を追記 ○「歩切り」による予定価格の切り下げは法律違反である旨を追記
<p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業部局と発注部局それぞれの責任 ・発注の部局の責任者 ・品質、工期、コストが適切なものとなるよう調整 <ul style="list-style-type: none"> ○週休2日の確保に向けた発注者による環境整備の必要性について追記 ○分離発注される工事や後工程の内装工事、設備工事、舗装工事等の適正な施工期間を考慮して、全体の工期のしわ寄せがないよう配慮する旨を追記 	
<p>4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築士が適切に業務を実施できるための配慮 ・品質を確保する上で必要となる業務内容の適切な設定 	
<p>5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築市場は民間建築工事が大多数 ・民間市場の動向の発注条件への適切な反映 ・民間市場の動向の予定価格への適切な反映 	
<p>6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者支援 	
<p>7</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令等に規定された発注者の責務等 	<p>14</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計意図伝達業務の適切な発注 ・設計意図伝達業務の設計図書を作成した設計者への発注 <ul style="list-style-type: none"> ○工事の工程に連動した「遅滞ない設計意図伝達」の取組を追記 ・工事監理業務の適切な発注
<p>8</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業部局に対する技術的な助言 <ul style="list-style-type: none"> ○担い手確保や建設現場の生産性向上に向けた発注・施工時期の平準化を図るために債務負担行為の積極的な活用等を追記 ・事業の合理性や経済性の確保 ・事業の実施の優先順位や緊急性の評価 <ul style="list-style-type: none"> ○緊急度判定に係る技術的事項を定める緊急度判定基準を追記 	<p>15</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話 <ul style="list-style-type: none"> ○工事の関係者間調整に向けた取組(BIM等の活用促進、会議の早期開催等)を追記 ○工事関係図書等の書類の簡素化の取組を追記 ・発注条件の変更に応じた事業部局との協議 ・契約変更の適切な実施
<p>9</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜在的な諸条件の把握 	<p>16</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加の調査・試験等
<p>10</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な事前調査 	<p>17</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修工事等の関係法令等に基づく適切な実施 ・工事の段階における既存建築物の状況確認
<p>11</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修工事において必要な事前調査 ・アスベストの有無の調査 ・改修工事の場合において、工事の段階で行うことが合理的な調査 	<p>18</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の使い方等の適切な伝達
	<p>19</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注と実施に関する説明責任

国土入企第40号
平成30年10月18日

各都道府県主管担当部局長 殿
(契約担当課扱い)
(建設業担当課扱い)
各政令指定都市主管担当部局長 殿
(契約担当課扱い)
(建設業担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第二版）について

公共建築工事の発注に当たっては、「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成29年1月20日社会資本整備審議会）において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」を対象に解説した解説書（第一版）（平成29年6月1日）を通知し、これを参考として頂くようお願いをしていたところです。

今般、「公共建築工事の発注者の役割」についてより一層の理解促進を図るため、建設業・建築設計等における働き方改革・生産性向上に資する新たな取組や、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえて解説書が改定され、別添1のとおり大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等あて通知されましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、公共建築工事の発注にあたりこれらを参考として頂くようお願い致します。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（政令指定都市は除く。）に対して、本通知の周知をお願いいたします。

なお、別添2、3のとおり、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

国土入企第42号
平成30年10月18日

発注関連業務団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第二版）について

公共建築工事の発注にあたっては、「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成29年1月20日社会資本整備審議会）において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」を対象に解説した解説書（第一版）（平成29年6月1日）を通知し、これを参考として頂くようお願いをしていたところです。

今般、「公共建築工事の発注者の役割」についてより一層の理解促進を図るため、建設業・建築設計等における働き方改革・生産性向上に資する新たな取組や、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえて解説書が改定され、別添1のとおり大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等あて通知されましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、傘下の会員企業に対して、本通知の内容を周知頂きますようお願い申し上げます。

なお、別添2、3のとおり、都道府県及び政令指定都市、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。